

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和4年
5月

1、【緊急取組】6月30日までの間を「死亡労働災害防止強化期間」としました。

岩手県内の死亡労働災害による死亡者数は、令和4年に入り3月末集計で8人となり、前年同期の2倍を数え、極めて憂慮すべき状況となっていたところ、4月に入ってから新たに死亡労働災害により2人死亡し、現時点で10人となり、その多発傾向に歯止めがかからない状況となっています。

以上より、4月19日から6月30日までの間を「死亡労働災害防止強化期間」として、労働災害防止のための一層の取組を実施することとし、関係団体に活動の要請を行っています。（裏面参照）

釜石署管内

【令和3年 確定分（前年同期と比較して9件（10.8%）の増加）】

休業4日以上の労働災害 92件 死亡災害 0件

【令和4年分 令和4年3月末現在（前年同期と比較して14件（66.7%）の増加）】

休業4日以上の労働災害 35件 死亡災害 2件

2、賃金台帳などの記録の保存期間が3年に延長されます。

令和2年4月1日以降に作成された賃金台帳などの保存期間について、2年から当分の間は3年に延長されています。廃棄せずに保存してください。

① 労働者名簿

賃金台帳

契約書、労働条件通知書、履歴書など

解雇決定関係書類、予告手当又は退職手当の領収書など

診断書、補償の支払、領収関係書類など

出勤簿、タイムカードなどの記録、労使協定の協定書など



3、雇用保険料率が変わります。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおり変更となります。

< 4月1日から9月30日まで >

一般の事業 9.5 / 1,000 （労働者負担：3/1,000、事業主負担：6.5/1,000）

農林水産・清酒製造の事業 11.5 / 1,000 （労働者負担：4/1,000、事業主負担：7.5/1,000）

建設の事業 12.5 / 1,000 （労働者負担：4/1,000、事業主負担：8.5/1,000）

< 10月1日から3月31日まで >

一般の事業 13.5 / 1,000 （労働者負担：5/1,000、事業主負担：8.5/1,000）

農林水産・清酒製造の事業 15.5 / 1,000 （労働者負担：6/1,000、事業主負担：9.5/1,000）

建設の事業 16.5 / 1,000 （労働者負担：6/1,000、事業主負担：10.5/1,000）

4、働き方改革推進支援助成金のご案内

働き方改革に関する取組を推進するため、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主や事業主団体を支援します。

主な、助成金のコースは、「労働時間短縮・年休促進支援コース」、「勤務間インターバルコース」、「労働時間適正管理推進コース」、「団体推進コース」です。

詳しくは岩手労働局 雇用環境・均等室 TEL019-604-3010 にお問い合わせください。

公益財団法人岩手労働基準協会 長 殿

岩手労働局長

死亡労働災害防止のための取組みについて（要請）

岩手県内における労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、長期的に減少傾向にあったが、ここ数年は増加傾向に転じ、令和 3 年には 1,530 人となり、平成 13 年以来 20 年ぶりに 1,500 人を超える事態となっています。

特に、死亡労働災害による死亡者数は、令和 4 年に入り 3 月末集計で 8 人となり、前年同期の 2 倍を数え、極めて憂慮すべき状況となっていたところ、4 月に入ってから新たに死亡労働災害により 2 人死亡し、現時点で 10 人となり、その多発傾向に歯止めがかからない状況となっています。

死亡労働災害は、労働者のかけがえのない命を奪い、残された家族の皆様の深い悲しみや将来への不安をもたらし、職場や社会における損失等も鑑みると、最大限の努力のもとに、その防止に取り組まなければならないものです。

については、主要労働災害防止団体である貴団体においては、本日から 6 月 30 日までの間を「死亡労働災害防止強化期間」として、別添の要請事項を踏まえた労働災害防止のための一層の取組を実施するよう要請します。

別添

「死亡労働災害防止強化期間」における要請事項

- 1 事業場トップが安全の確保について所信を表明するとともに、労働者への周知・啓発を行うこと。
- 2 朝礼、作業開始前の打合せ等の機会をとらえ、全員参加により、これから行う作業や行動の安全性を確認し、関係者の意思統一、安全意識の高揚を図ること。
- 3 安全管理体制を整備し、活動状況の点検、職場巡視の的確な実施等、安全活動の活性化を図ること。
- 4 余裕をもった車両運行計画の作成、交通安全教育の実施等により、交通労働災害防止に向けた意識の高揚を図ること。
- 5 保護帽、墜落制止用器具（安全帯）等保護具の適正な使用を徹底すること。
- 6 建設用機械、林業用機械、フォークリフト等運転時のシートベルトの着用を徹底すること。